

# 論文審査の結果の要旨

氏名 Federico Lopez-Casero Michaelis

本論文は、日本とスイスの両国における、持続的な山林管理の促進を目的とした政策過程を比較検討したものである。

本論文では、山林の重要な公益的機能を維持促進するという目的のもと、両国における革新的な山林政策の形成、手段の選択、および実施過程を分析しており、以下の5点の解明を具体的な目的としている。①日本とスイスにおける山林政策のフレームワーク、一般的な傾向および関係者の明確化、②革新的な山林政策を作り出している今日の政策過程の分析、③両国の地域レベル、国家レベルでの政策の分析・比較、④山林所有者の参画と地域住民の参加に対して、魅力的かつ効率的な政策過程のあり方、⑤他地域や他国における革新的な政策への適用可能性の検討。この目的を達成するために、文献調査、資料収集、現地におけるヒアリングやアンケート調査などを実施することとしており、以上が第1章および第2章で述べられている。

第3章では、山林および林業が直面している問題に対して、日本とスイスの両国における山林政策は、持続可能な山林管理を目的とした新しいアプローチを求め実行されていること、このような改革政策は、両国の各地方レベルで芽生えていることを、示している。

第4章では、日本とスイス両国の山林政策を比較検討している。両国の歴史的背景、行政機構、補助金政策について述べている。

第5章では、山林管理に関わるアクターについて述べている。私有林については両国とも個人および個人で形成される組合が管理主体であり、公有林についてはそれぞれの所有団体が管理の義務を負っているが、国有林の多い日本と自治体所有および共同体所有の多いスイスでは、アクターの性格は大きく異なっている。また近年では、持続的な山林管理が志向され、一般市民等のアクターもその地位を大きくしていることが述べられている。

第6章では、革新的な山林政策の実施地域を抽出し調査を行っている。日本においては長野県、高知県、愛媛県、広島県を、スイスにおいてはシュヴィーツ、ルツェルン、ベルンの各カントン（州）を選定している。それぞれの地域において、行政担当者に面接調査を行い、日本では個人の山林所有者を対象に3地区でアンケート調査を行い、彼らの山林管理への関わりや意見について調査を行っている。その調査結果を、スイス連邦工科大学によってなされたスイス国内を対象とした調査結果と比較している。

革新的な山林政策の実施によって、山林管理の根本的な改善を導き出すことが可能であり、そのためには山林所有者や地域住民といった重要な利害関係者にとって効率的かつ効果的なインセンティブを付与すべきである、ということを明らかにしている。本論文では

また、林業への従来型の補助金制度が、林業に従事する山林所有者に必要なインセンティブを与えられていないことも明らかにしている。つまり、林業はそのような補助金を受けても、不利な地理的条件と小規模所有形態からくるビジネスとしての不採算性を克服することはできないのである。この二つの障害は、両国において共通の典型的な山林所有の特徴である、としている。

それを踏まえて、第7章・第8章では分析と提言を行っている。

5つの目的のうち枠組みの明確化や比較はかなりの程度成功している。そのうえで、私有林管理にかかる政策を3つ提示している。第一に、これまで自分でまたは共同で山林管理を行ってきた所有者のための新しい政策を立てること。第二に、行政・公的組織が直接山林管理を行うこと。第三に、能力と意欲のある山林管理団体・組合・業者・ボランティアグループに管理を任せるための斡旋をすること。

このように、革新的な山林政策は、従来型の政策アプローチから、地方政府や市町村レベルで形成される持続可能な山林管理のための革新的な戦略アプローチへ移っていることを、本論文では確認している。

以上のように、本論文は現場で得たデータにより日本とスイスの相互比較分析を行っており、この点において大きなオリジナリティを持っていると評価できる。

しかしながら、提示された政策については、地方レベルの行政団体にとって重い負荷を意味し、限られた林業分野の予算を考慮すると、その負担はより大きなものとなる。本論文においては、特に日本において地方分権化を推進し、それによってある程度の予算と人員を確保できることを前提として、地方政府に新しい山林政策アプローチを試みさせる、と提言してはいるが、地方自治体の財源確保については、見通しが明るいとは言えず、この提言の有効性に疑問を投げかけている。これらを含め、提言についてはより一層の具体化が求められる。

以上より、本論文は多面的な機能を持ちながら荒廃化の危機にある山林維持管理政策の問題点を明らかにし、解決の方向を示したものであり、その学術的価値は極めて高い。また本課題は山林を持つ全ての国に適用可能であり、その先駆的研究と位置づけられる。したがって、博士（国際協力学）の学位を授与できると認める。